

～売上が減少している市内水産加工業者等に上下水道料金を支援～

【水産加工業者等に対する補助金】

○ 新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受け、売上が減少している市内水産加工業者等に対し、工業用の用途で使用されている上下水道料金（令和元年6月分～8月分）を補助します。

1 要件

令和2年3月から5月の間でいずれか1ヶ月の売上が前年又は前々年の同月比で20%以上減少している事業者。

2 対象者

- ① 紋別市水産加工業協同組合の組合員、紋別市水産加工開発協会の会員で水産加工業を営む事業者。
- ② ①の組合員、会員以外の事業者は水産加工品の製造に係る食品衛生法に基づく営業許可、北海道食の製造販売行商等衛生条例による営業許可を受けている事業者で組合は除く。
- ③ ①、②の事業者で令和元年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思のある事業者。
- ④ 複数の事業を営む事業者は、本市における他の新型コロナウイルス感染症対策事業補助金と重複して申請できない。ただし、事業所で製造箇所と店舗が独立していることが確認できる場合はこの限りではない。

3 補助額

- ① 工業用上下水道料金(令和元年6月分から8月分までの合計額から消費税相当額を除いた額)を補助。
- ② 用途別種類の工業用以外で使用している事業者は、工業用20㎡以下の上水道基本料金の3ヶ月分（消費税相当額を除いた額）を補助。

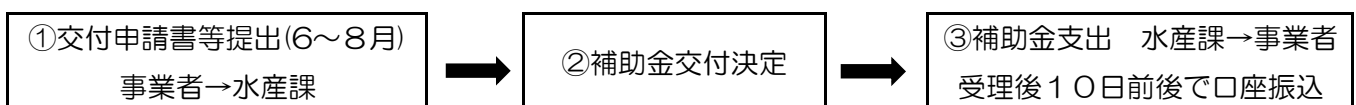
4 申請様式

紋別市新型コロナウイルス感染症対策事業（水産関係対策）補助金要綱別表に定める。
「別記様式第1号」補助金交付申請書 水産加工業者等に対する補助金

5 添付書類

- ① 令和2年3月から5月の間でいずれか1ヶ月の売上が前年又は前々年の同月比で20%以上減少したことがわかる書類（経理帳簿、売上台帳等の写し）
- ② 令和元年6月分から8月分までの上下水道使用料金のわかる書類（用途別種類が工業用で利用した上下水道に限る）
【口座振替の場合】
「上下水道料金口座振替領収書」の写し（上水道・下水道使用量等のお知らせの下段部分です）
【納付書払の場合】
「納入通知書兼領収書」の写し（納入通知書右側の納入者保管の領収書です）
【領収書の紛失等の場合】
「水道料金等納入済証明書」の写し（水道部総務課料金係で発行します）
- ③ 水産加工品の製造に係る食品衛生法に基づく営業許可の写し及び北海道食の製造販売行商等衛生条例による営業許可の写し（紋別市水産加工業協同組合の組合員、紋別市水産加工開発協会の会員以外の事業者）
- ④ 振込先口座通帳の写し（通帳の1枚目の見開きページ）
- ⑤ 代表者の免許証等の写し（写真付き）、代理人の場合は代理人の免許証等の写し（写真付き）

■補助金交付の流れ



【問い合わせ先】

紋別市役所産業部水産課水産係 電話 0158-24-2111（内線241・261）